調査・研究・アンケートに関する申し合わせ

2011年5月19日制定 2012年6月6日改定 2016年3月25日改定

- 1. 学会内に設置された各委員会は、調査および研究の立案を行い、実施内容を検討することができる.
- 2. 各委員会が前項を実施するにあたっては、倫理委員会に倫理申請書を提出する.
- 3. 倫理委員会は、倫理申請書が提出されてから、原則として2週間以内に審査を行うこととする.
- 4. 各委員会の委員長は、前項の審査を経た実施内容を、常務理事会および理事会に報告し、承認を得る.
- 5. 各委員会の委員長は、前項の承認を得た後、実施内容を会員に周知する.
- 6. 各委員会の調査・研究を担当した委員は、得られた実施結果を検討し、報告書をまとめる.
- 7. 各委員会の委員長は、調査および研究が終了した場合、常務理事会及び理事会に、その旨報告する.
- 8. 各委員会の調査・研究を担当した委員は、調査および研究の報告書を、その公開の対象に応じ、事務所に据え置くとともにインターネットにより公開する.
- 9. 各委員会の調査・研究を担当した委員は、調査および研究の結果を学術集会で発表する場合、委員会内での了承を経て、常務理事会および理事会の承認を得るものとする.
- 10. 各委員会の調査・研究を担当した委員は、調査および研究の結果を学術論文として投稿する場合、委員会内での了承を経て、常務理事会および理事会の承認を得るものとする.
- 11. 各委員会の委員長は、調査および研究の結果を報道機関に公表する場合、委員会内での了承を経て、常務理事会および理事会の承認を得るものとする. この公表に際しては、委員長と常務理事が同席する.
- 12. 正会員及び名誉会員は、会員に限って公開された調査及び研究の結果を、所定の手続きにより本学会の 承諾を得られれば、引用または転載することができる。ただし、ソーシャル・ネットワーキング・サ ービス (SNS) への引用・転載に関しては認めない。
- 13. この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第4条(5)に従ってなす.

附 則

1. この申し合わせは2011年5月19日から施行する.